

中小企業者・勤労者 市の融資・補給制度を 紹介します

照会先 商工課 ☎ 23-6752

中小企業者の皆さんの経営改善や勤労者の生活安定の助けとなる融資・補給制度です。

仕事の能率向上のための機械・営業車などの購入や工場・店舗などの増改築、商品・工食用消耗品の仕入れなどに必要な資金として、ご利用できます。

補給制度

融資制度

小口融資

市内に事業所があり、従業員20人以下（商業・サービス業の場合は5人以下）で1年以上同一事業を営む中小企業者への資金融資

- ◆ 資金用途… 運転・設備資金
- ◆ 融 資 額… 1,250万円以内
- ◆ 返済期間… 8年以内
- ◆ 利 率… 年0.8%
- ◆ 申し込み… 毎月10日までに当課へ
- ◆ 信用保証料… 年0.5%～2.20%
- ◆ 担保・保証人は、原則として不要
- ◆ 岐阜県信用保証協会に小口融資の保証残高がある場合は、これを含め1,250万円以内

生活資金の融資

市内に居住し、同一事業所に1年以上勤務している方への資金の融資

- ◆ 資金用途… 医療費・教育費など一時的に必要な資金
- ◆ 融 資 額… 100万円以内
- ◆ 返済期間… 3年以内
- ◆ 利 率… 年2.81%
- ◆ 申し込み… 当課へ
- ◆ 保証人が必要

勤労者住宅資金利子補給

賃金、給料などで生活している方（法人の役員および事業の専従者を除く）で、平成22年4月1日～平成22年12月31日までに金融機関から住宅資金を借りた方への利子補給

- ◆ 対象住宅… 自己の居住用で住宅部分の床面積が50㎡～200㎡（修繕、増築は対象となりません）
- ◆ 補 給 額… 借入元金1,500万円以内で年利1%以内の利子
- ◆ 対象期間… 融資を受けた月から1年間
- ◆ 申し込み… 「融資を受けた日から1年を経過した日」から3カ月以内に当課へ

中小企業設備資金利子補給

市内で1年以上同一事業を営んでおり、金融機関等から設備資金のための融資を借りた中小企業の方への利子補給

- ◆ 対象事業… 農業、林業、漁業、金融・保険業以外の業種を営んでいる方など（詳細については当課へ）
- ◆ 対象設備… 機械、営業車の購入、工場、店舗の増改築、従業員の福利厚生施設
- ◆ 補 給 額… 借入元金1,000万円以内（所得制限あり）で年利2%以内の利子1年分
- ◆ 申し込み… 融資を受けた日から1年以内に当課へ

信用保証料補給

関市小口融資の運転資金を借りた方への保証料補給

- ◆ 補 給 額… 信用保証料率の1%以内の額
- ◆ 申し込み… 融資を受けた日から3カ月以内に当課へ

岐阜県中小企業資金融資のうち小規模企業資金の運転資金を借りた方への保証料補給

- ◆ 補 給 額… 信用保証料率の1%以内の額
- ◆ 申し込み… 融資を受けた日から3カ月以内に当課へ

岐阜県中小企業資金融資の経営安定資金うち、同和地区小規模事業資金の運転資金、設備資金を借りた方への保証料補給

- ◆ 補 給 額… 信用保証料率の1%以内の額
- ◆ 申し込み… 融資を受けた日から3カ月以内に当課へ

岐阜県中小企業資金融資のうち、元気企業育成資金の運転資金を借りた方への保証料補給

- ◆ 補 給 額… 対象融資1,000万円までの信用保証料率のうち信用保証料率の1%以内の額
- ◆ 申し込み… 融資を受けた日から3カ月以内に当課へ

前述以外の岐阜県中小企業資金融資の運転資金を借りた方への保証料補給

- ◆ 補 給 額… 対象融資500万円までの信用保証料率のうち信用保証料率の1%以内の額
- ◆ 申し込み… 融資を受けた日から3カ月以内に当課へ